

安全保障理事会決議 2056 (2012)

2012年7月5日、安全保障理事会第6798回会合にて採択

安全保障理事会は、

2012年3月26日の安保理議長声明(S/PRST/2012/7)および2012年4月4日の安保理議長声明(S/PRST/2012/9)並びに2012年3月22日、2012年4月9日および2012年6月18日のマリに関する安保理報道声明を想起し、

マリの主権、統一および領土保全に対する安保理の強い公約を再確認し、

2012年3月22日のマリ陸軍の構成員による民主的に選ばれたマリ政府からの権力の強制的奪取を非難しまたマリにおける憲法秩序の回復を支援する、西アフリカ諸国経済共同体(ECOWAS)およびアフリカ連合(AU)の取組並びに隣国および同地域の他国の協力を賞賛し、

ECOWASの仲介者、ブルキナファソのブレイズ・コンパレオ大統領の援助の下で、憲法秩序の回復に向けた枠組合意の2012年4月6日の署名を含む、憲法上のルールの回復に向けたマリにより講じられた積極的な措置を承認し、

ECOWASとAUの仲介努力に対する安保理の十分な支援をくり返し表明しまた西アフリカ担当事務総長特別代表を通じたものを含む、事務総長の継続的周旋を歓迎し、

同国が直面している様々な課題について、暫定当局および異なる政治関係者並びにマリを市民社会間の緊密なそして継続的な対話の必要性を強調し、

マリ陸軍の文民統制をより強固にする必要性を強調し、

マリ陸軍および文民に対する叛徒集団により始められまた遂行された攻撃について安保理の強い非難をくり返し表明し、

いわゆる北部マリ「独立」に関してアザワド地方解放国民運動(MNLA)により発せられた声明に対する安保理の絶対的拒絶をくり返し表明し、また安保理はかかる声明が無効とみなすことを更にくり返し表明し、

サヘル地域における人道的状況が不安定でまた急速に悪化していて、そして、その事が武装集団とテロリスト集団の存在およびその活動により、並びに地域国家の平和、安全および安定に脅威を与える、同地域内外からの武器の拡散により、更に複雑となっていることについて重大な懸念を表明し、

イスラーム・マグレブ諸国のアル・カーイダ(AQIM)のメンバーの存在によるマリ北部および同地

域における増加するテロリストの脅威に深い懸念を表明し、あらゆるその形態および表現におけるテロが平和並びに安全に対する最も重大な脅威の一つを構成することおよびテロのあらゆる行為が、何時そして誰によって行われても、犯罪でありその動機にかかわらず正当化できないことを再確認し、

資金を増やすか政治的妥協を得る目的で、テロリスト集団による誘拐および人質をとる事件が増加していることに懸念を表明しまたこの問題が対処される必要性を表明し、

マリにおける人道状況が悪くなっていることおよび避難民並びに難民の数が増加していることに深刻な懸念を表明し、同地域における諸国およびマリに対する国際的協力者並びにその隣国により提供された人道支援を承認しまた人道的取組を支援する国際社会の増加した動員およびマリの全ての当事者が、人道援助に対する公正、中立、完全並びに妨害のないアクセスを認めることに対する安保理の求めを更新し、

特にテインブクトゥの町を含む UNESCO の世界遺産地に指定されたものだがそれに限らない、聖地、歴史的および文化的意義の冒涇、損壊および破壊を強く非難し、

アビジャンで 2012 年 6 月 7 日に開催されたマリにおける状況に関する支援およびフォローアップグループの会合の結論、2012 年 6 月 12 日の AU 平和安全保障理事会のコミュニケ並びに 2012 年 5 月 3 日と 2012 年 6 月 29 日の ECOWAS のコミュニケに留意し、

マリにおける事態が、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成すると認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

憲法秩序の回復

1. 国際連合の支援を得たマリにおける ECOWAS と AU の取組に対する安保理の完全な支援を表明し、また彼らに対し憲法秩序の回復についてマリの暫定当局と密接に調整し続けることを奨励する。
2. マリにおける全ての国内利害関係者に対し、暫定当局がその主要な責任を充分に行使することを可能にするための必要条件を創設することおよび憲法秩序の完全な回復と維持を確保することを求める。
3. 移行における法的主体としての民主主義再建・国家復興のための国家委員会（CNRDRE）の ECOWAS の非承認に留意し、当該 CNRDRE は解散されるべきことを決定しまたその構成員は、政治問題および暫定当局の活動にどのような干渉も慎むことを要求する。
4. マリ陸軍の全ての構成員に対し、憲法秩序、文民統制および人権を尊重するよう促す。
5. マリの暫定大統領ディオクンダ・トラオレに対する 2012 年 5 月 21 日の肉体的暴行を最も強い文

言で非難し、犯人が司法手続きに付されることを求めまたこれに関連してマリ捜査委員会の発表された設立を支援し、そして、全てのマリの利害関係者に対し、非合法行為、ハラスメントおよび暴力行為を止めること並びに暫定当局の活動を支援することを求める。

6. マリにおける対象を特定した制裁を採択し、必要な場合には適切な措置を考慮する権利を留保した ECOWAS の決定に留意する。
7. ディオンクンダ・トラオレ暫定大統領の可及的速やかなバマコへの安全な帰還と彼の安全が保証されることを求める。
8. 暫定大統領および暫定首相により指導されたマリの暫定当局に対する安保理の支援を表明した暫定当局が、政治勢力および北部地域の適法な代表を含む市民社会との、ECOWAS および他の国際的協力機関の支援を得た、包括的な国民的対話の枠内で、マリ共和国の制度の強化、特にマリ防衛軍および治安部隊の再組織化と再構築、マリの全領域への国家権力の回復および憲法秩序の回復のための枠組合意の署名から 12 か月以内の自由、透明および公正な大統領選挙を組織することを確保するために、暫定期間中に平和的に実行されるべき任務を定めた行程表を策定するものとするを決定する。

マリの領土保全

9. マリ北部における叛徒集団による敵対行為の完全、即時且つ無条件の停止を求める。
10. MN L A、アンサール・ディーンおよびマリ国土における外国人戦闘員を含む、北部マリの全ての集団に対し、平和、安全、法の支配およびマリの領土保全に合致しない、全ての協力関係を放棄することを求める。
11. マリの主権、統一および領土保全に配慮した、マリ北部における状況の平和的解決を求める目的での、ECOWAS、AU、隣国および同地域の他国並びに国際連合の支援を得たマリの暫定当局によりなされた全ての取組に対する安保理の支援を表明し、またマリの叛徒集団に対し、この目的でのマリの暫定当局との適切な政治的対話に加わることを求める。
12. 事務総長に対し、西アフリカ担当事務総長特別代表の周旋を通したものを含む、現行の仲介努力に支援を提供することを要請する。
13. マリ北部における全ての当事者に対し、あらゆる人権侵害および国際人道法違反を止めることを求め、とりわけ一般市民に対する対象を特定した攻撃、性的暴力、少年兵の勧誘と使用および強制移送を非難し、これに関連して女性および平和並びに安全、子どもと武力紛争および武力紛争下の文民の保護に関するあらゆる安保理の関連諸決議を想起し、また犯人が司法手続きに付されるものとするを強調する。

14. マリにおけるあらゆる当事者が、援助を必要としている人々に人道援助の時宜を得た提供のために十分、安全且つ妨害のないアクセスを確保することを要求した全ての当事者および武装集団が、適用可能な国際人道法、人権法および難民法を含む国際法に従って、人道要員、装備並びに供給の安全を確保するために適切な措置を講じることを更に要求する。
15. 難民のために国境を開き続けまた人道要員、装備並びに供給の通過を促進する、アルジェリア、ブルキナ・ファソ、モーリタニアおよびニジェールを含む隣国の協力的政策を認めまたこれらの国々に対し、この政策を継続しまた可能な場合には何時でも状況の安定に貢献することを奨励する。
16. 宗教に供される建物または歴史的記念碑に対する攻撃は、マリが当事国である、1949年のジュネーブ条約の第二選択議定書および国際刑事裁判所のローマ規程に含まれることとなる国際法違反を構成することを強調しまたマリにおける全ての当事者に対し、マリの世界遺産遺跡の保護を確保するため適切な措置を直ちに講じることを更に促す。

ECOWAS の安全支援

17. マリの政治的プロセスを支援しそしてマリの領土保全を支持しまたテロと戦うことを支援するために ECOWAS 安定化部隊の展開を承認する国際連合安全保障理事会の職務権限に対する ECOWAS とアフリカ連合の要請に留意する。
18. 構想された展開の目的、手段および様式並びに他の可能な措置に関して追加の情報が提供された場合には、ECOWAS の要請を更に検討するという安保理の用意があることを表明し、これに関連して詳細な選択肢を準備するため、マリ暫定当局、ECOWAS 委員会、アフリカ連合委員会および同地域の諸国間の緊密な協力を奨励しまた事務総長に対し、かかる詳細な選択肢を準備することにおいて ECOWAS 委員会並びにアフリカ連合委員会を支援することを更に要請する。

テロに対する戦い

19. 誘拐の犯罪行為、罪のない市民の死および他の犠牲者、財産の破壊並びに北部マリおよびサヘル地域を含む安定を大きく損なうことをもたらすことを目的とした現行のまた多くの要素から成る犯罪になるテロリストの行為について、アル・カーイダ並びにそれと関連する個人、集団、企業および団体について安保理の明確な非難をくり返し表明する。
20. マリにおけるあらゆる叛徒集団に対し、AQIM と関連するあらゆる形態を慎むことおよびマリにおけるテロリスト集団により与えられる脅威と戦うことを促し、またこれに関連して個人、集団、企業または団体がアル・カーイダと関連を有することを示している行為または活動には、アル・カーイダまたはなんらかの末端組織、系列組織、分派集団若しくはそれらの模倣集団による、それらと協力して、その名の下に、それらに代わる、若しくはそれらを支援する行為または活動の資金提供、計画立案、幫助、準備または犯行に参加すること、また、武器および関連物資を供給すること、売却することまたは移転すること、そして勧誘すること若しくはその行為または活動に対するその他の支援を含

むことを想起しそして全ての加盟国に対し、決議 1989 (2011) に従って加盟国の義務を強固に履行することを更に求める。

21. 加盟国に対し、決議 2017 (2011) に一致して、サヘル地域において全ての武器およびあらゆる種類の関連物資、とりわけ携帯式地对空ミサイルの拡散を防止するための措置を検討しまた遂行することを求める。
22. 加盟国に対し、軍隊の民主的統制を強化し、マリの国家領域全体にマリの国家権限を回復するためマリ治安部隊の改革と能力構築を遂行し、マリの統一と領土保全を支持しまた AQIM およびそれと協力関係にある集団により与えられた脅威を削減するための取組を支援することを促す。
23. サヘルおよびマダガスカル州に対し、AQIM 活動と戦うための戦略を策定するためにあらゆる必要な措置を講じるために地域間の協力と調整を高めること並びに AQIM およびそれと協力関係にある集団を支援する武器、車両、燃料並びに他の用品の密輸の阻止を含むサヘルおよびマダガスカル地域における AQIM 要素並びにそれと協力関係にある集団の更なる進展を封じ込めることを促す。
24. 制裁は、国際の平和および安全の維持並びに回復において国際連合憲章の下での重要な道具であることを強調し、これに関連してテロリストの活動と戦う重要な道具として決議 1989 (2011) の第 1 項の措置を強固に履行する必要性を強調しまた全ての加盟国に対し、決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従って委員会に、サヘル地域および特にマリ北部におけるものを含む、アル・カーイダと関連のある個人、集団、企業および団体の名前を提出することを求める。

仲介努力に対する国際連合の支援

25. 事務総長に対し、西アフリカ事務総長特別代表の周旋を通じたものを含む、マリに関する地域的および国際的關係者の努力に対し、特にマリの状況に関する支援およびフォローアップグループの活動を支援することにより、寄与することを要請する。
26. 女性が、紛争予防、平和構築および仲介努力において果たす重要な貢献を認め、マリ危機における全ての関係者に対し、仲介努力に関与する女性の数を増加するための措置を講じることを求めまた仲介プロセスのあらゆる段階の期間中、女性の参加および地位と能力向上のための可能な条件を作り出すことの重要性を強調する。

報告

27. 事務総長に対し、上記第 18 項に言及されたまた国際連合の支援を得て、ECOWAS 委員会、AU 委員会、同地域の諸国間の協力を通して準備された詳細な選択肢を含む、マリにおける状況およびこの決議、憲法秩序の効果的な十分な回復を確保するための可能な措置の履行とマリにおける領土保全の履行並びに国際的調整の改善方法に関して、2012 年 7 月 31 日までに、報告することを要請する。

サヘルに対する統合された国際連合戦略

28. 事務総長に対し、地域的機構と協議して、国際連合西アフリカ事務所の関与を通じたものを含む、安全保障、統治、開発、人権および人道問題を取り囲んでいるサヘル地域に対する国際連合統合戦略を策定し且つ履行することを要請し、また事務総長に対し、2012年9月15日までに為された進展に関して安保理に通知することを要請する。
29. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。